

様式例第1号の5【譲受人が一般法人の場合に使用するもの】

農地法第3条の規定による許可申請書（一般法人用）

下記 に を したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。※1

令和 年 月 日  
 名取市農業委員会会長 様

申請者  
 譲渡人 氏名（又は名称） ㊟※2  
 譲受人 名称 ㊟※2  
 代表者氏名 ㊟※2

1 申請者の氏名、住所等（国籍等※3は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名（名称）	住所（主たる事務所の所在地）	国籍等	在留資格又は特別永住者	備考（職業、事業内容等）
譲渡人		電話（ ） -			
譲受人		電話（ ） -			

2 許可を受けようとする土地の所在等

市町村名		名取市		面積 ㎡	所有者 氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		
所在・地番	地目	登記	現況			所有者が登記簿と異なる場合	権利の種類・内容	権利者の氏名又は名称
計		筆数	筆	㎡				

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- 権利の種類
- 移転（設定）の時期 令和 年 月 日 ・ 許可決定後
- 土地引渡の時期 令和 年 月 日 ・ 許可決定後
- 賃貸借（使用貸借）期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日
- 移転（設定）の対価、賃料等 10a 当り 円 総額 円
- 信託契約の内容（信託の引受けによる権利取得の場合）【信託要件】農地法3条2項第3号

4 法人が現に所有権等を有する農地等の利用状況※4 【全部効率利用要件・転貸要件】農地法3条2項第1号、第5号

	所有地			所有権以外の土地		
	自作地※5	貸付地※5	非耕作地※6	借入地※5	貸付地	非耕作地※6
田	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
畑	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
樹園地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
計	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
採草放牧地	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
非耕作地となっている農地等がある場合、所在・状況及び理由※6						

5 農作業に従事する者の数等の状況 【全部効率利用要件】農地法3条2項第1号

	従事状態※7	農作業経験の状況※8	通作距離等※9
現在の状況	常時雇用している労働力 (人)		
	臨時雇用している労働力 (人)		
今後の見込み	常時雇用している労働力 (人)		
	臨時雇用している労働力 (人)		

※農地等が転貸される場合は、別紙の1（貸付要件の例外※10）、賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合には別紙の2（全部耕作要件の例外※11）、特殊事由に該当する場合には別紙の3～5（農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外※12）についてもそれぞれ記載して下さい。

6 法人の機械等の所有状況※13 【全部効率利用要件】農地法3条2項第1号

種類	農 機 具				家 畜			
	トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン	牛	豚	鶏	
確保済	台	台	台	台	頭	頭	頭	
導入予定	台	台	台	台	頭	頭	頭	
上記数量のうち、リース契約がある場合はその内容※13： 今後導入予定の機械等がある場合は資金繰りの内容※14：								
作付（予定）作物の内容及び面積				作物名称※15 作付面積 ㎡	作物名称 作付面積 ㎡	作物名称 作付面積 ㎡	作物名称 作付面積 ㎡	

7 業務執行役員又は重要な使用人※16の従事状況 【役員の時常従事要件】農地法3条第3項

氏名	役職	耕作又は養畜の事業への従事日数※17		法人が耕作又は養畜の事業を行う日数※18
		前年実績	見込み	

※農業生産法人以外の法人が賃借権等を取得する場合※19の記載事項であり、別紙6にも記載して下さい。

8 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響※20 【地域との調和要件】農地法3条2項第7号  
 申請者自身が想定される影響について記載して下さい。

9 その他参考となるべき事項※21

10 添付書面※22（□：必須、△：該当する場合のみ添付）

- 土地の全部事項証明書 □定款又は寄附行為の写し △単独申請の根拠書類※23（農地法施行規則10条第1項各号に該当する場合）
- △契約書※24（農業生産法人以外の法人が使用貸借又は賃借権を設定する場合）
- △別紙※25（様式例第1号の6）（1 貸付要件の例外に該当する場合※10、2 全部耕作要件の例外に該当する場合※11、3～5 農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外として申請する場合※12、6 使用貸借又は賃借権を設定する場合※19）
- （特定の要件に該当したときは、別紙の説明文の中で添付を要するとされた書面も含まれます。（別紙の3、5関連））
- △その他参考となるべき書類※26（土地の位置図、耕作証明願、意見書、その他（ ））

<b>許 可 指 令 書</b>	名農委指令第 号
本申請は、許可します。	
令和 年 月 日	
名取市農業委員会会長 ㊟	

記載要領【様式例第1号の5記載用】

- 農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外に該当する場合は、許可申請書7の記載が不要です。
- 別紙の3（不許可の例外：農地法3条第2項ただし書）に該当する場合は、許可申請書4～9までの記載が不要です。
- 別紙の4（不許可の例外：農地法施行令6条1項第1号）に該当する場合は、許可申請書4～7までの記載が不要です。
- 別紙の5（不許可の例外：農地法施行令6条第2項）に該当する場合は、許可申請書7の記載が不要です。

- ※1 「農地」「賃借権」「設定」の表記は、それぞれ必要に応じて、「採草放牧地」「使用貸借による権利・その他の使用収益権（〇〇）・所有権」「移転」と訂正して記載して下さい。
- ※2 申請者の表記は、代表者氏名を自署する場合、押印を省略できます。
- ※3 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※4 「所有権等」とは所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を表し、「農地等」とは農地及び採草放牧地を表します。
- ※5 「自作地」「貸付地」「借入地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載して下さい。
- ※6 「非耕作地」は、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて記載し、生産調整によって非耕作となっている農地も含まれます。非耕作地の状況及び理由としては、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を記載して下さい。
- ※7 「従事状態」は、雇用形態別に、対象となる人数又は年間従事延べ人数等、労働力の量が把握できる内容で記載して下さい。
- ※8 「農作業経験の状況」は、「農作業歴〇年」や「農業技術修学歴〇年」等と記載して下さい。
- ※9 「通作距離等」は、法人の主たる事務所の所在地その他の地点から申請の対象となる農地等までの平均距離又は移動時間を記載して下さい。
- ※10 所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）は、貸付要件の例外事項として別紙の1の該当箇所の口を☑にして下さい。
- ※11 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が自ら農作業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙の2の該当箇所のすべての口を☑にして下さい。
- ※12 農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外は、以下に掲げる事項をいいます。
  - (1) 農地法3条第2項ただし書に該当する場合。（別紙の3の該当箇所の口を☑にして下さい。）
  - (2) 農地法施行令6条1項第1号に該当する場合。（別紙の4の該当箇所の口を☑にして下さい。）
  - (3) 農地法施行令6条第2項に該当する場合。（同項5号を除く。）（別紙の5の該当箇所の口を☑にして下さい。）
- ※13 「機械等の所有状況」は、農機具及び家畜について現に所有している確保済分と導入予定分に区分し、「リース契約」の対象のものも含めて記載して下さい。なお、既存の「リース契約」又はその予定がある場合は、機械等の所有状況の内数としてその種類と数量を下欄に記載して下さい。
- ※14 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記載して下さい。
- ※15 「作物名称」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記載して下さい。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記して下さい。
- ※16 「業務執行役員」は、会社法上の役員のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいいます。「重要な使用人」とは、その法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。
- ※17 「耕作又は養畜の事業への従事日数」は、その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間のうち、その者が当該事業に参画・関与している日数等を、「〇月～〇月」「通年（〇月を除く）」「年間〇日間」等と記載して下さい。
- ※18 「法人が耕作又は養畜の事業を行う日数」は、その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う日数をいいます。
- ※19 農地等について、農地法及び施行令の規定に基づく不許可の例外に該当する事由で使用貸借又は賃借権を設定する場合には、別紙の6の該当箇所に記載して下さい。
- ※20 「農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響」は、権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等にどのように影響するのか想定される範囲で記載して下さい。例えば、「周辺地域の水利調整への参加見込み」「無農薬や減農薬に取り組む地域での農薬使用に関する計画」「周辺地域の実勢の借賃と申請対象農地の借賃予定額との乖離」等です。
- ※21 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記載して下さい。
- ※22 添付した書面の箇所の口又は△を、■又は▲のように印して下さい。
- ※23 「単独申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付して下さい。
- ※24 「契約書」の条項として、契約対象農地等を適正に利用していないと認められる場合には契約を解除する旨が定められていることが必要であり、また、契約終了時の現状回復等の取り決めを定めていることが適切です。
- ※25 「別紙」は、括弧書きに該当する4つのいずれかに該当する場合に、必要事項を記載のうえ添付して下さい。
- ※26 「その他参考となるべき書類」は、申請書を提出する農業委員会において指示された書類を添付して下さい。例示されていない書類を添付する場合は、その他の箇所にその書類の名称を記載して下さい。

様式例第1号の6【譲受人が一般法人の場合、下記いずれかに該当する時に提出するもの】

## 別紙

1 貸付要件の例外に該当する場合<農地法3条2項第5号>

※所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行っている農地等を貸し付け、又は賃入れしようとする場合（転貸）には、下記いずれかの口を☑にして下さい。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡、農地法2条第2項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合。
- その土地の水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合。  
（表作の作付面積＝、裏作の作付面積＝）

2 全部耕作要件の例外に該当する場合<農地法3条2項第1号、同法施行令2条1項第2号>

※申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、法人自ら農作業を行うことができない場合には、下記の口を☑にして下さい。（両方とも該当していることを要します。）

- 賃借権等の存続期間の満了その他の事由により、権利取得者等が当該農地等を自ら耕作又は養畜の事業の用に供することが可能となる時期が明らか（申請時から1年以内）である場合。
- 上記時期の到来により、直ちに権利取得者等自らが、現に所有する機械等、農作業に従事する者の数等を勘案し耕作又は養畜の事業の用に供することが可能である場合。

3 不許可の例外に該当する場合<農地法3条第2項ただし書> **申請書4～9までの記載が不要です。**

※下記いずれかの口を☑にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記載して下さい。また、取得する権利が地上権等である場合は、事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況も記載して下さい。

事業・計画の内容

- その取得する権利が地上権（民法269条の2第1項の規定による地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定又は移転の場合。
- 農業協同組合法10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合。
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合。（景観法56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付して下さい。）

4 不許可の例外に該当する場合<農地法施行令2条1項第1号> **申請書4～6、8の記載が不要です。**

※下記いずれかの口を☑にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記載して下さい。

事業・計画の内容

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地等における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合。
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地等を公用又は公共用に供すると認められる場合。
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地等を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、その権利を取得しようとする農地等をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。

5 不許可の例外に該当する場合<農地法施行令2条第2項> **申請書8の記載が不要です。**

※下記いずれかの口を☑にし、それぞれの事業・計画の内容を以下に記載して下さい。

事業・計画の内容

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合。
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地等をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合。
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地等を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。  
（留意事項）  
上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付して下さい。
- その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地等をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合。

6 使用貸借又は賃借権を設定する場合<農地法3条第2項>

※法人が予定する他の農業者との役割分担について、具体的どのような場面でのどのような役割分担を担う計画であるのか記載して下さい。（例：農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めへの遵守、獣害被害対策への協力等）

地域との役割分担の状況